

第3期 北広島市子どもの権利に関する推進計画素案



北広島市子どもの権利イメージキャラクター
「けんリーナ」

北広島市

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2

第2章 意識調査からみる子どもを取り巻く現状

1	子どもの権利条例について	4
2	子どもの参加について	5
3	子どものふだんの生活について	6
4	子どもの権利の侵害への対応について	12
5	子どもを取り巻くメディアの状況について	13
6	子どもの権利の保障を進めるうえでの課題	15

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	17
2	計画の基本目標	17
3	計画の体系	18

第4章 権利体系ごとの施策

1	安心して生きる施策の推進	19
2	守り、守られる施策の推進	24
3	健やかに育つ施策の推進	30
4	参加する施策の推進	35

第5章 計画の推進と評価

1	計画の推進体制	39
2	計画の評価・検証	39

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

平成元年（1989年）、国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択されました。日本においても平成6年（1994年）にこの条約を批准し、条約の理念の実現を目指して、さまざまな立法や行政措置を進めています。

平成28年には「児童の権利に関する条約」を基本理念として、子どもが権利の主体であることを明確にした改正児童福祉法が成立しました。国内法に「児童の権利に関する条約」が明記されたのは日本が同条約を批准して以来、初めてのことで、子どもの権利保障の推進の大きな一歩です。

また、条約を批准して25周年を迎えた令和元年には、国連子どもの権利委員会から日本政府に対して、児童の意見の尊重など6つの点を緊急に対応すべき課題とした審査報告書が出され、課題解決に向けた取り組みを進めることが求められています。

条約の理念の実現には、国だけではなく、子どもの生活に一番身近な地方自治体も子どもの施策として取り組むことが大切です。

さらに、平成26年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残さない」という理念を踏まえることも必要とされています。

北広島市では、条例によって子どもの権利を定め、その条例に基づき子どもの施策を進めることとし、平成24年に北広島市子どもの権利条例（以下「子どもの権利条例」といいます。）を制定しました。子どもの権利条例は、基本的人権の尊重を定めている「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、市としての子どもの権利に関する基本的な考え方を定めた条例です。

本計画は、子どもの権利条例の理念の実現を目指して策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの権利条例第25条に基づく、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、本市の取り組みを示すとともに、家庭や学校、施設、地域の取り組みを推進するものです。

また、他の計画との関係では「北広島市総合計画（第6次）」を上位計画とし、「北広島市子ども・子育て支援プラン」などの計画との連携、整合性を図り策定します。

なお、本計画において、「子ども」とは、子どもの権利条例第2条第1号に規定する子どもとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までとします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2期計画			第3期計画					
					策定	第4期計画		

第2章 意識調査からみる子どもを取り巻く現状

計画の策定にあたって、子どもの権利に関する実態・意識を把握し、計画を策定する際の基礎資料とするため、下記のとおりアンケート調査(子どもの権利に関する実態・意識調査)を実施しました。

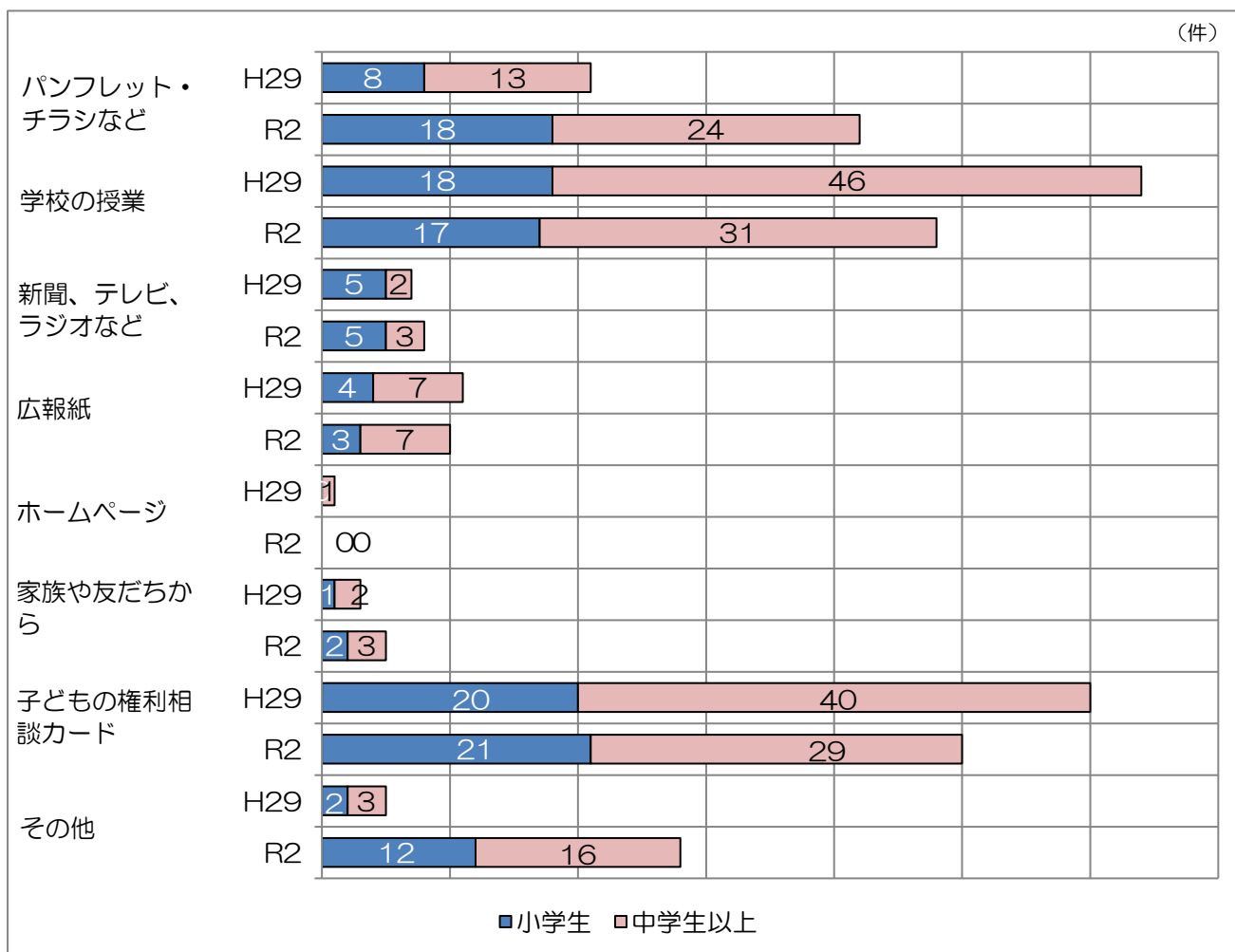
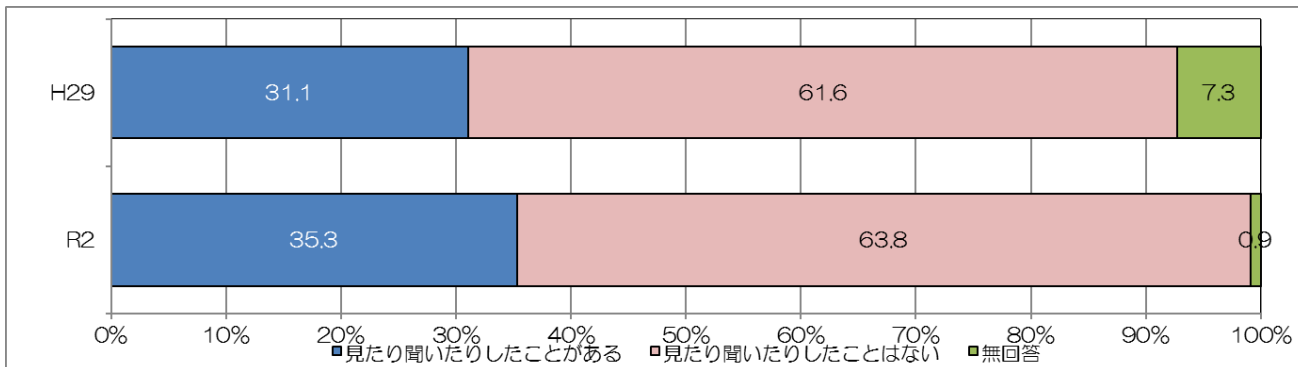
調査の内容とその結果については、参考資料に掲載しています。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	小学4年生から6年生まで	320票	125票	39.1%
			うち郵送 107票	
			うちオンライン 18票	
	中学生以上 高校3年相当 年齢まで	680票	198票	29.1%
			うち郵送 152票	
			うちオンライン 46票	
合計	1,000票	323票	32.3%	
		うち郵送 259票		
		うちオンライン 64票		
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	令和2年8月7日(金)～8月28日(金)			
調査方法	郵送による配付 回収は郵送又はオンライン(インターネット)			

1 子どもの権利条例について

子どもの権利条例についての認知度は、前回調査よりも4.2ポイント高い35.3%の子どもが「見たり聞いたりしたことがある」と回答しました。その認知経路は「子どもの権利相談カード」や「学校の授業」が多数でした。

【問 14-1】あなたは、子どもの権利条例について、見たり聞いたりしたことがありますか。



2 子どもの参加について

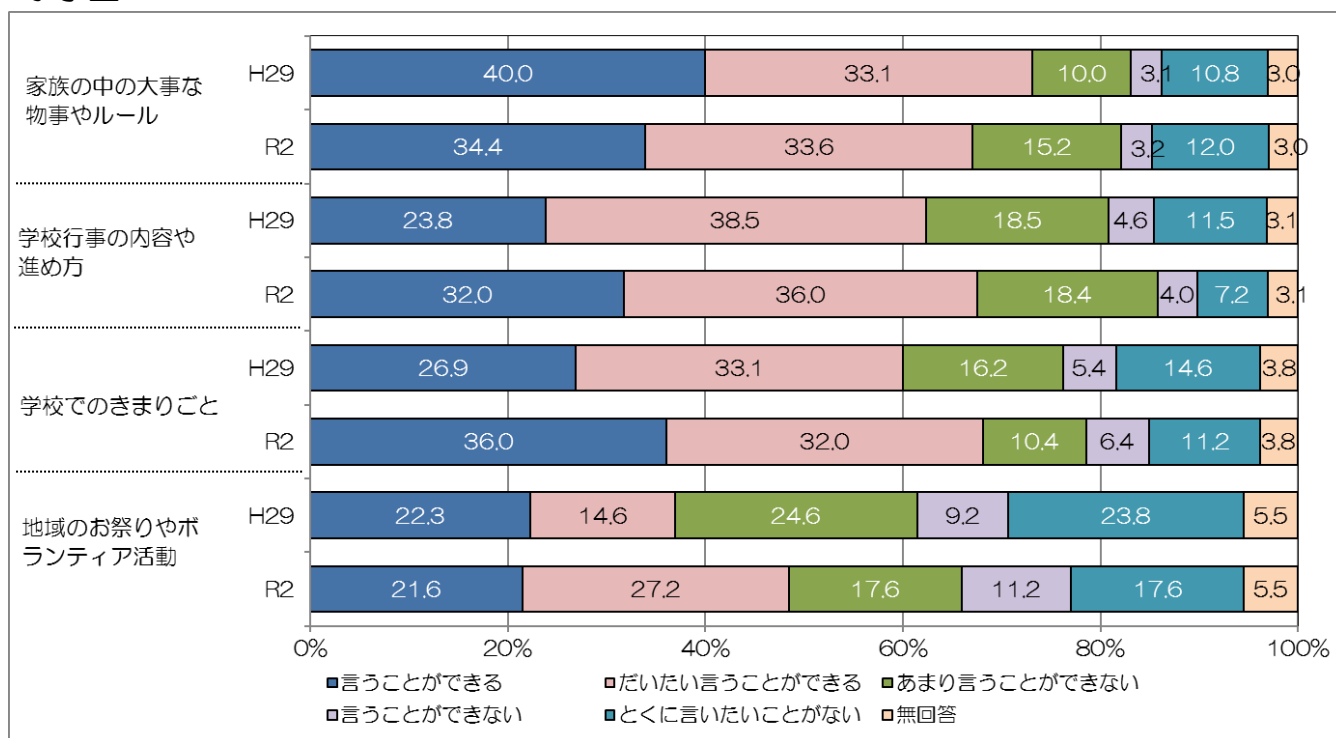
「子どもが自分の考えや思いがあるときに、意見を言うことができるか」についての問いに対し、「言うことができる」「だいたい言うことができる」と回答があった子どもの割合は、**中学生以上では全ての項目で減少しているものの、小学生と中学生以上を合わせた全体では前回調査よりも増加しています。特に「学校行事の内容や進め方」「学校でのきまりごと」「地域のお祭りやボランティア活動」の意見表明についての割合は前回調査よりも増加しています。**

しかし、「あまり言うことができない」の割合は、**中学生以上で全体的に増加しており、小学生と中学生以上を合わせた全体では、「家族の中の大事な物事やルール」「学校行事の内容や進め方」で前回調査よりも増加しており、子どもの意見表明・参加が必ずしも十分でないことがうかがえる結果となっています。**

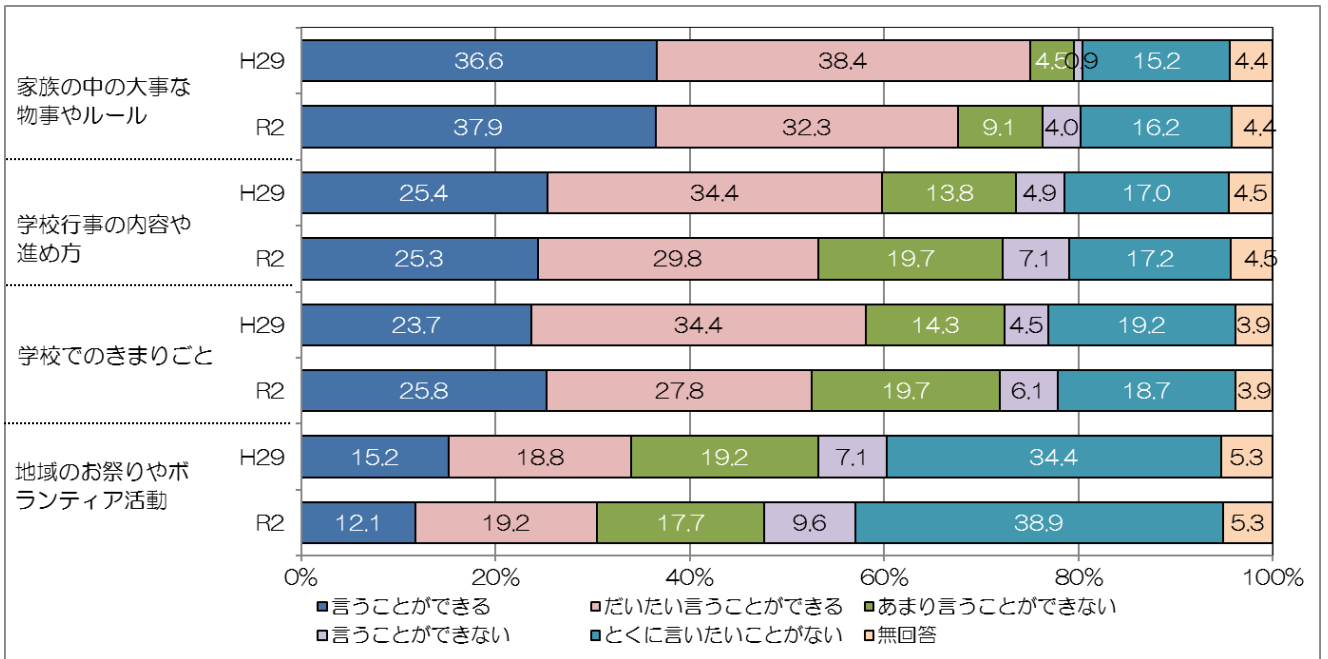
一方で、**前回調査で割合が高かった「地域で行うお祭りやボランティア活動などについて」は、前回調査に比べて大きく減少しています。**

【問 17】あなたは、次のことからについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができますか。

小学生



中学生以上



3 子どものふだんの生活について

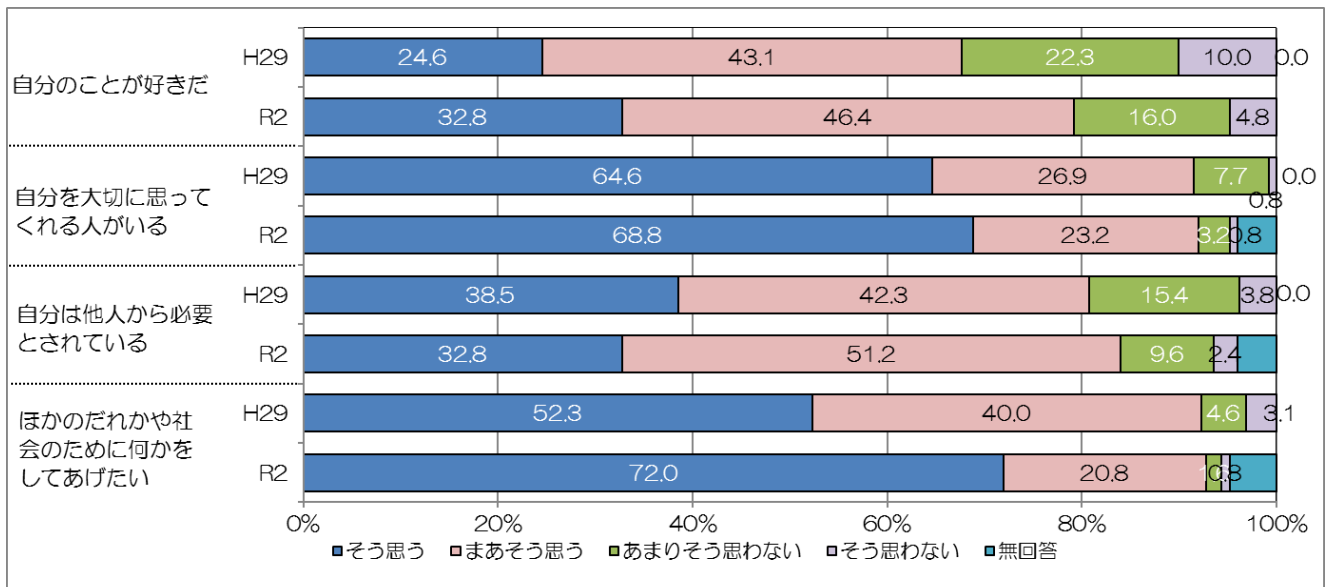
(1) 子どもの自己肯定感について

自分のことをどう思うかについての問いに対し、小学生、中学生以上とも、「自分を大切に思ってくれる人がいる」「ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい」について、「そう思う」「まあそう思う」の合計は80%を超える結果となりました。

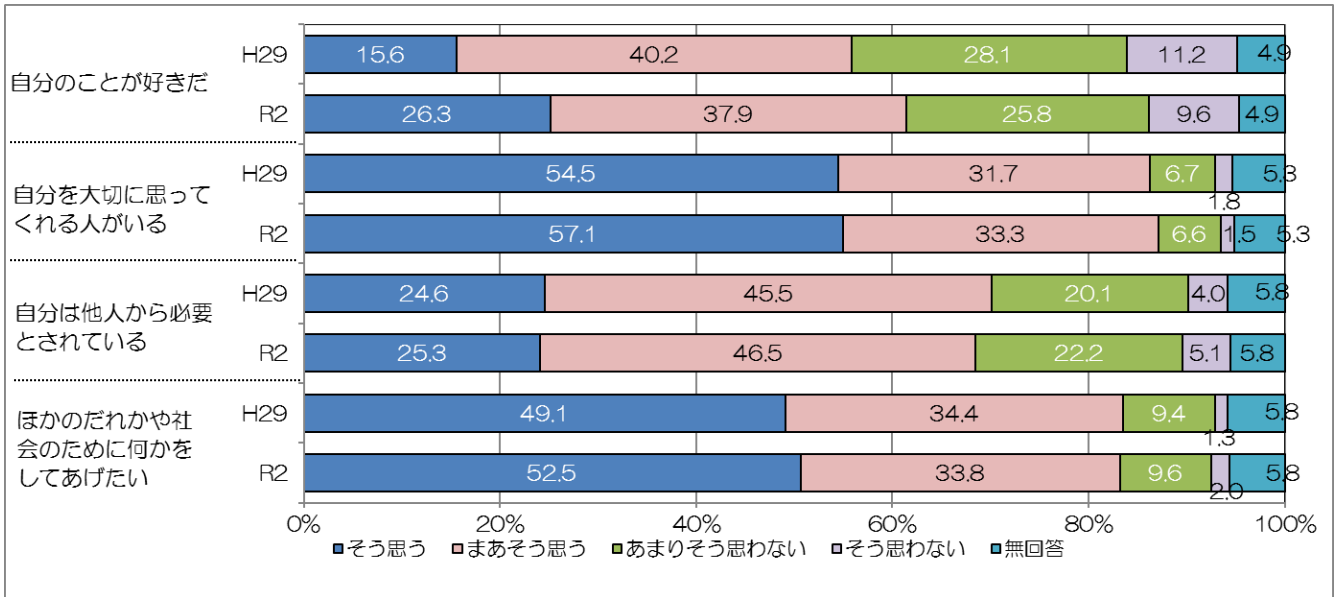
また、小学生、中学生以上とも、全ての項目で「そう思う」「まあそう思う」と回答している割合が前回調査よりも増加しています。

【問4】あなたは自分自身のことについて、どのように思っていますか。

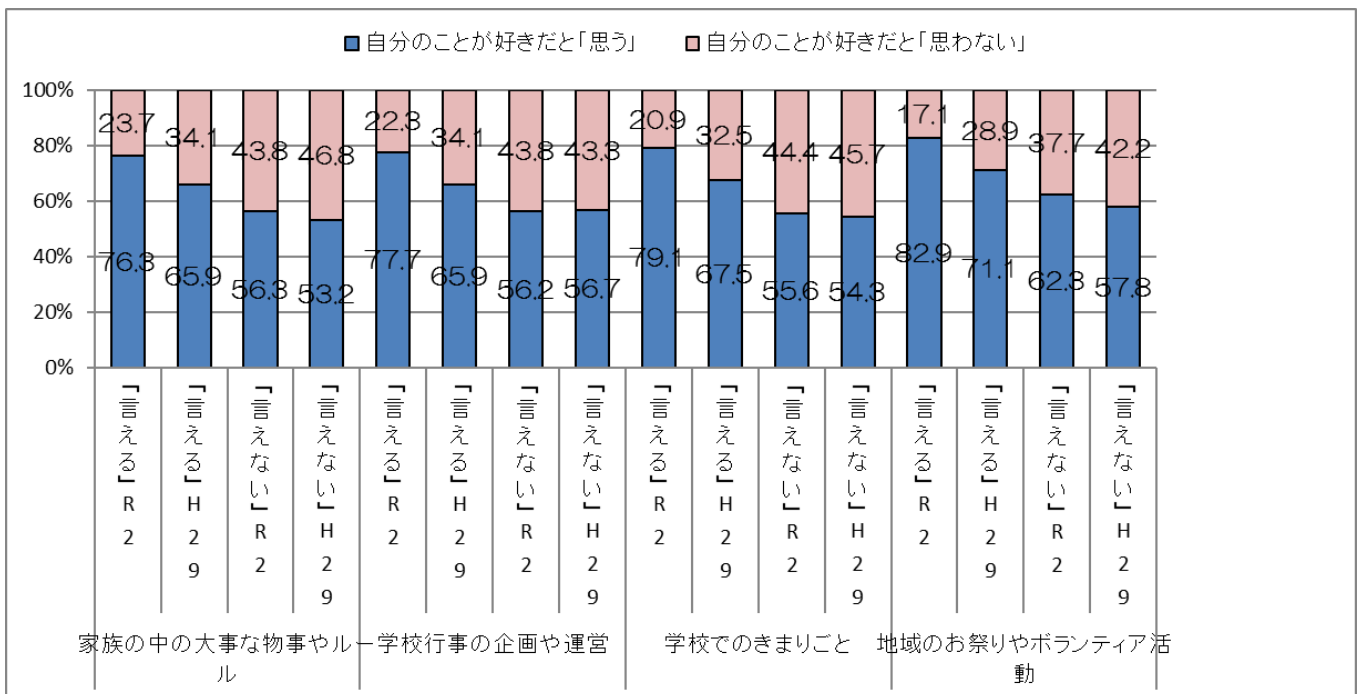
小学生



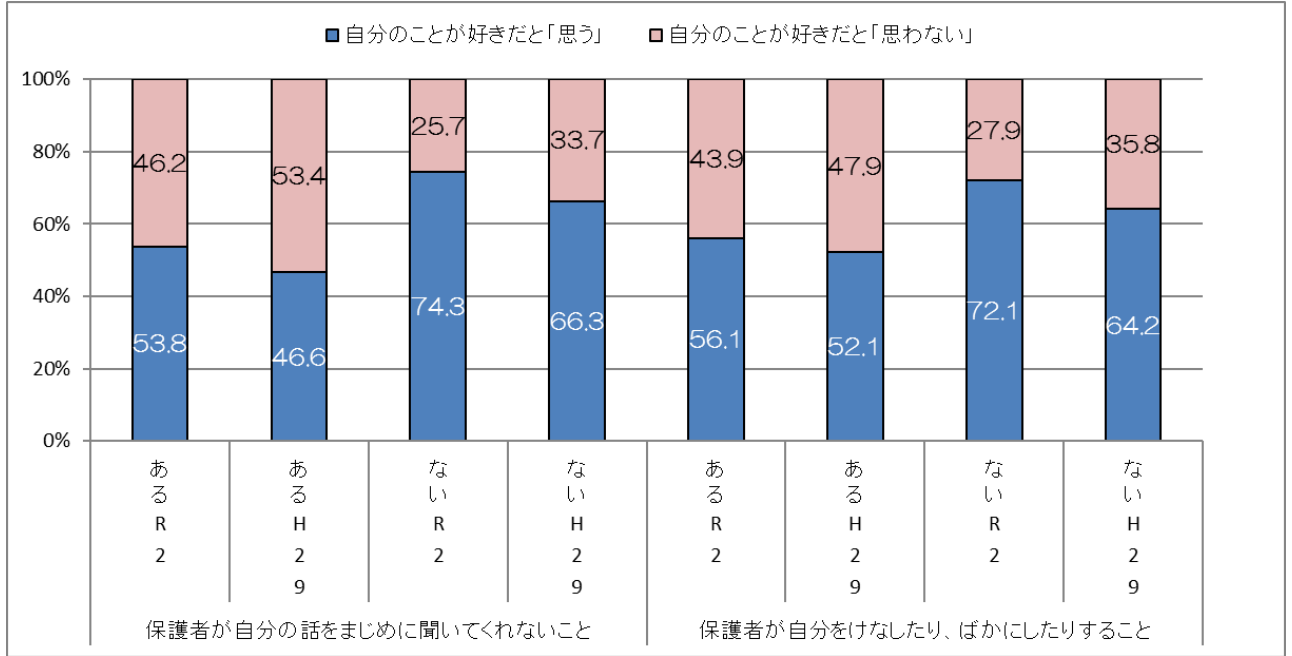
中学生以上



また、様々な場面で自分の考えや意見を「言うことができる」子どもは「自分のことが好きだと思う」と回答する割合が高くなっています。子どもが自分の考えや思いを言うことができると感じるか否かが子どもの自己肯定感に影響を与えていることがうかがえる結果となりました。なお、全体として、自己肯定感の割合は前回調査よりも増加しています。



さらに、保護者が「自分の話を真面目に聞いてくれない」、「自分をけなしたり、ばかにしたりする」ことがあると感じている子どもは「自分のことが好きだと思わない」と回答する割合が高くなっており、保護者の態度が子どもの自己肯定感に影響を与えていることがわかります。

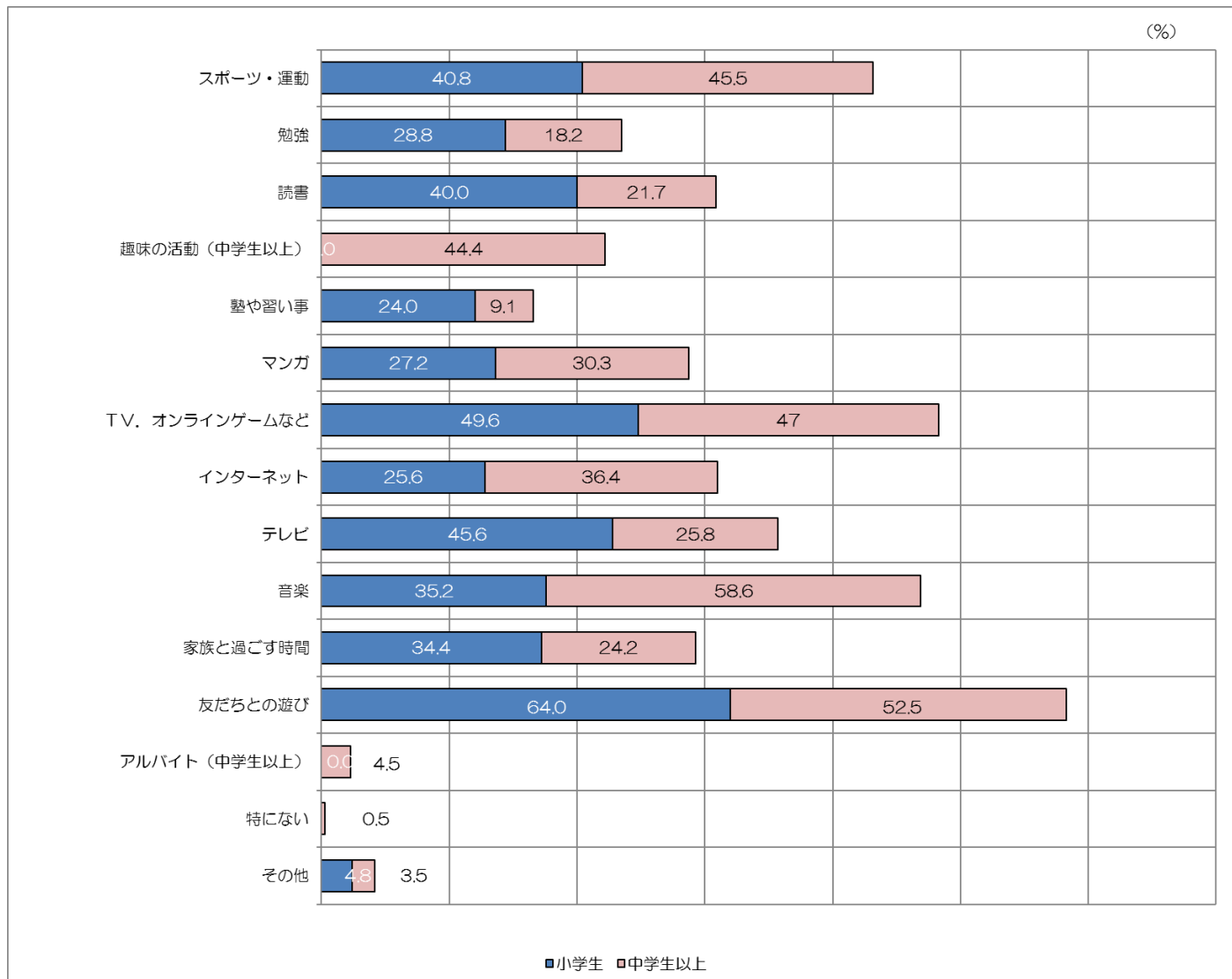


(2) 自分が夢中になれることや充実していることについて

自分が夢中になれることや充実していることについては、友だちとの遊びやTV・オンラインゲーム、スポーツ・運動で高い割合が見られました。

新規

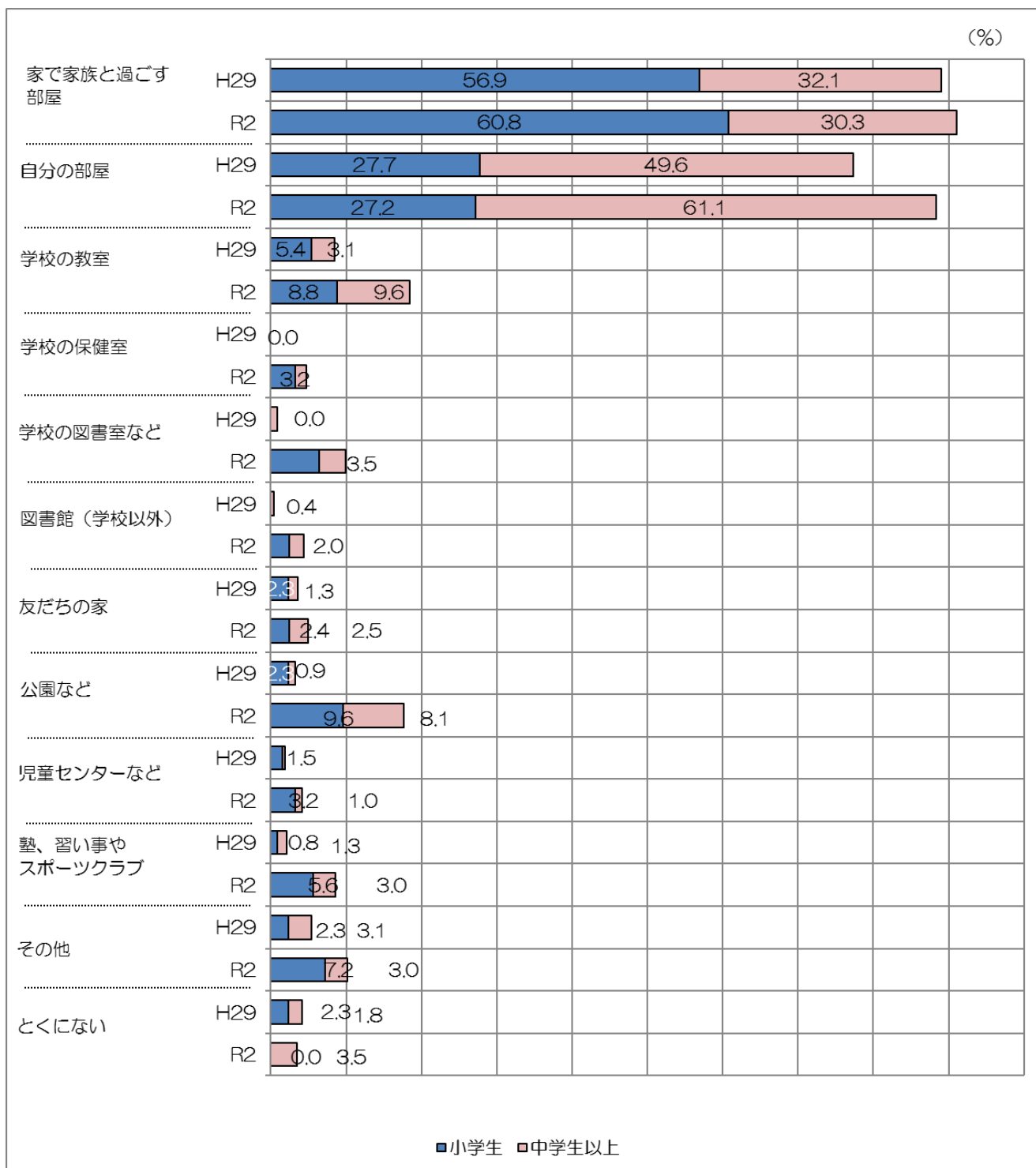
【問5】あなたは、今、自分が夢中になれることや充実していることは何ですか。



(3) 安心できる場所について

「ほっ」とでき、安心していただける場所については「家で家族と過ごす部屋」「自分の部屋」が高い割合になっています。小学生は前回調査よりも「自分の部屋」の割合が減り、「家で家族と過ごす」の割合が増えています。

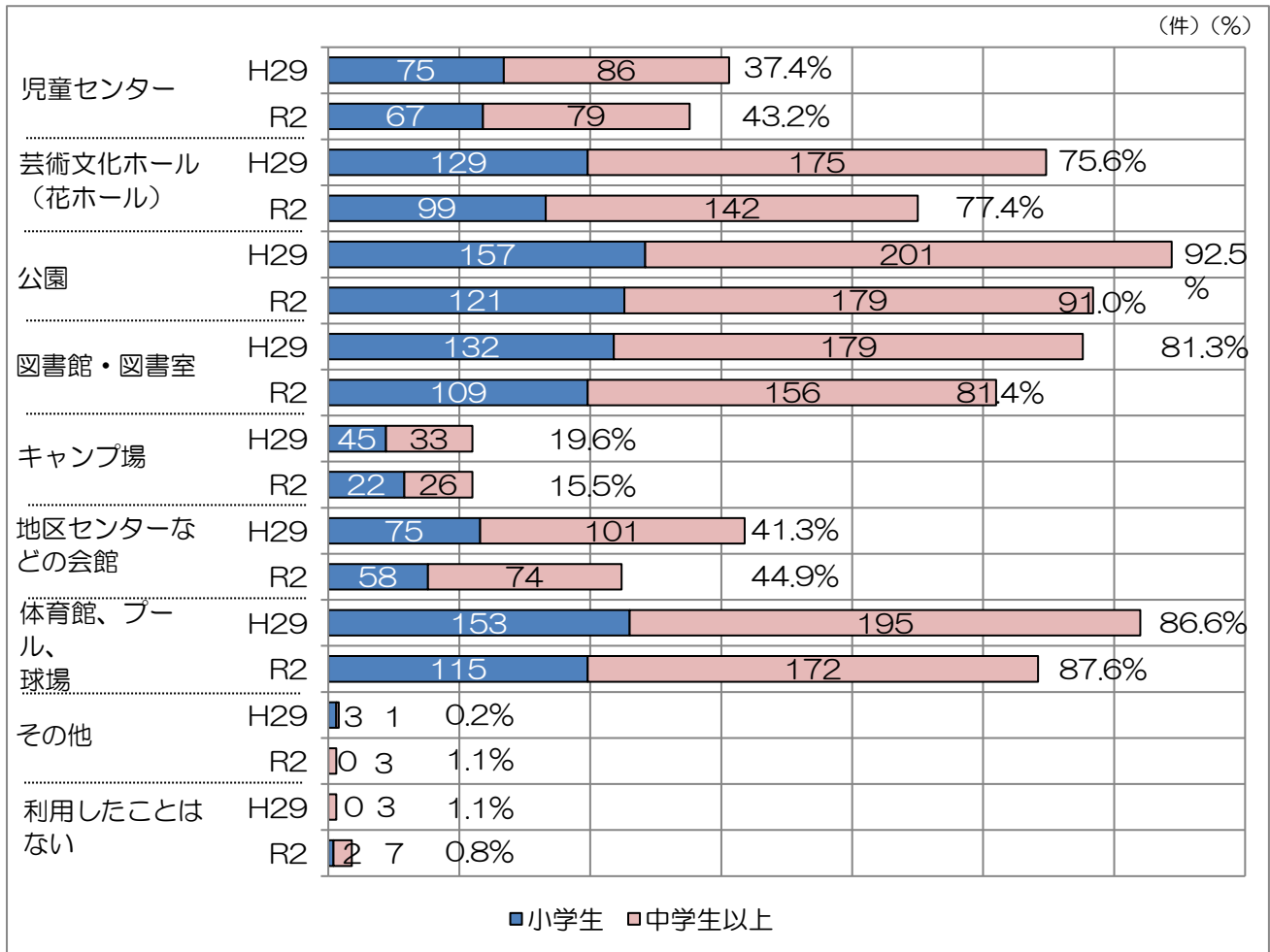
【問9】あなたが普段の生活の中で、一番「ほっ」とでき、安心していただけるのはどのようなところですか。



(4) 遊び場、居場所について

遊び場、居場所となる公共施設については、公園が高い利用状況になっています。また、児童センターについて、地区別の利用は以下のとおりとなりました。

【問 16】あなたは、北広島市にある次の施設のうち、利用したことがあるものはどれですか。（複数回答可）



児童センター地区別の状況

	小学生		中学生以上	
	R2	H29	R2	H29
東部地区	2/28 (7.1%)	(25.0%)	10/59 (16.9%)	(51.2%)
西部地区	14/16 (87.5%)	(100.0%)	17/20 (85.0%)	(42.2%)
西の里地区	5/13 (38.5%)	(44.4%)	7/35 (20.0%)	(34.0%)
大曲地区	19/37 (51.4%)	(60.0%)	25/51 (49.0%)	(30.0%)
北広島団地地区	18/28 (64.3%)	(69.2%)	20/33 (60.6%)	(38.3%)
未回答	1/3 (33.3%)	(16.7%)	0/0 (0.0%)	(18.2%)

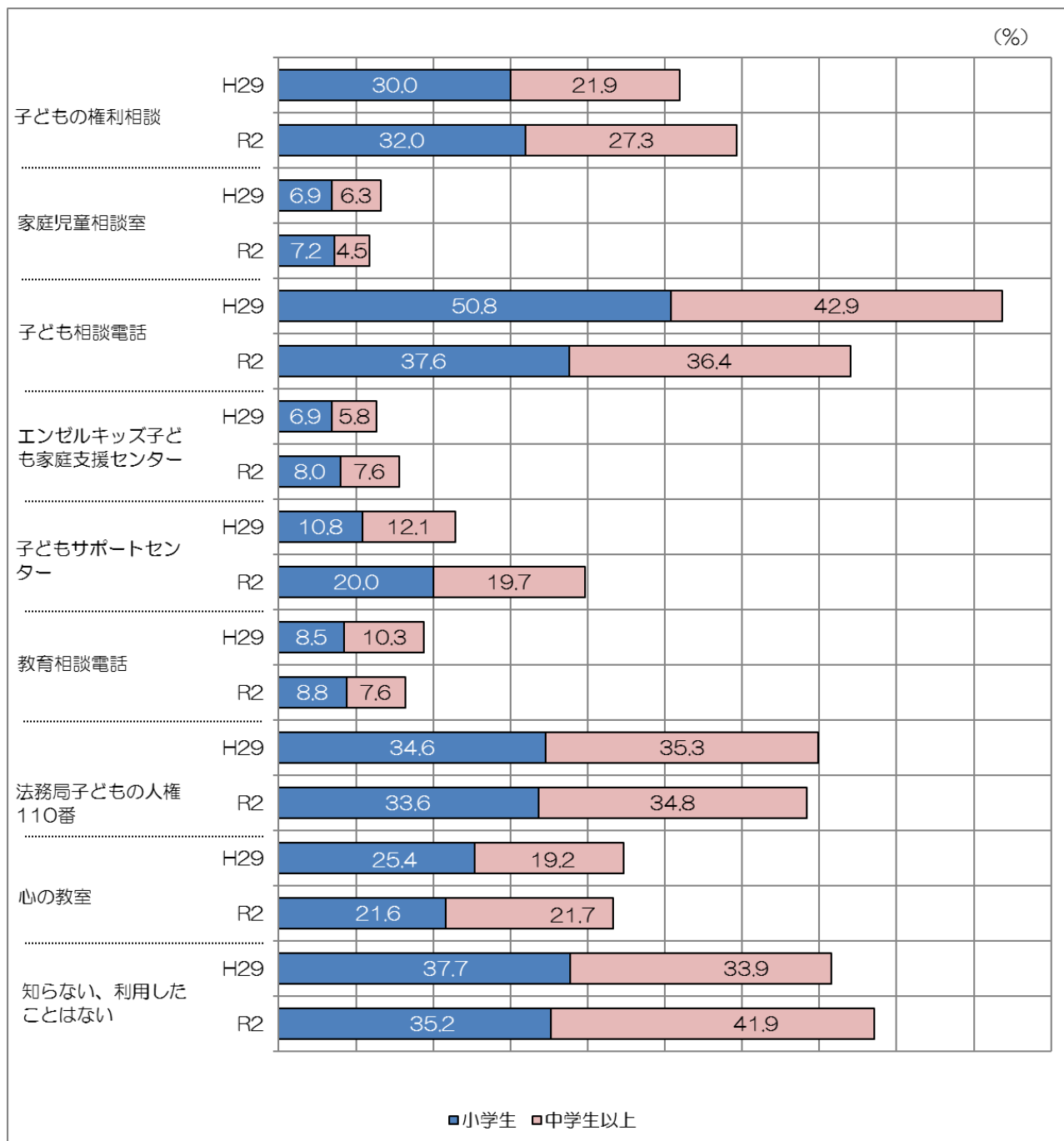
(利用人数/地区別回答数)

4 子どもの権利の侵害への対応について

子どもが相談できる場所は、様々なところがあります。北海道教育委員会で行っている「子ども相談電話」や法務局で行っている「子どもの人権 110 番」、北広島市で行っている「子どもの権利相談」の認知度が高い結果であることが分かりました。

なお、子どもの権利相談の割合が前回から増加しています。

【問 12】子どもが相談をできるところのうち、次の中にあなたが知っているところや、利用したことのあるところがありますか。（複数回答可）



5 子どもを取り巻くメディアの状況について

インターネットやスマートフォンの普及により、子どもがインターネットを利用しやすい環境にあり、スマートフォンやパソコンでインターネットを利用している割合は、前回調査よりも増えています。

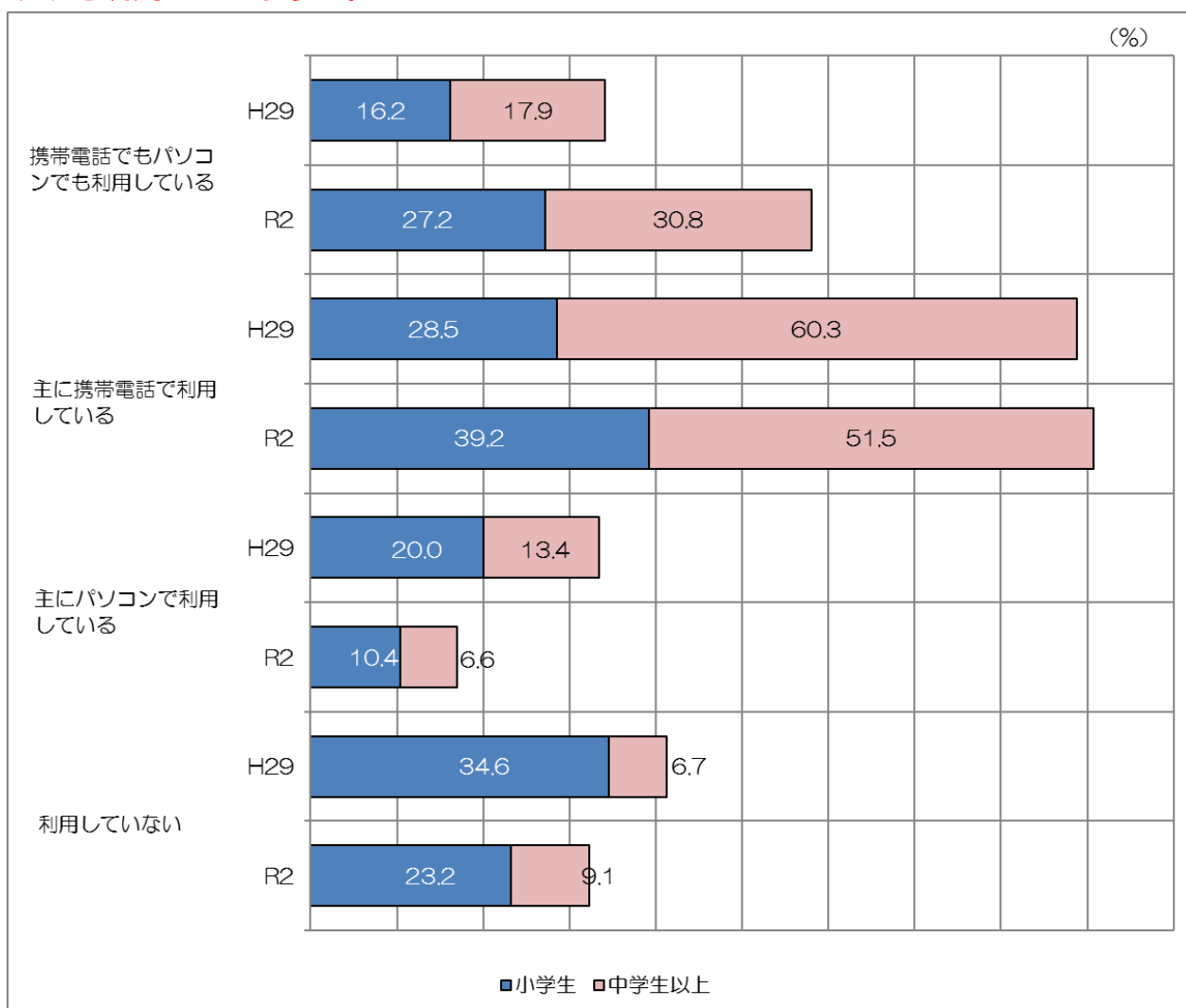
また、中学生以上の子どもは自分専用で携帯電話を所有している割合が約8割と高く、小学生は親と共有が約5割、自分専用も約4割であるという結果が出ています。

インターネットの利用時間については、小学生は2時間以内が全体の約5割、中学生以上は2時間より多い時間が全体の約6割で、5時間以上の利用も約2割あることが分かっています。

インターネットの利用目的では、動画・音楽視聴のほか、ゲームやコミュニケーションツールとして多く利用されていることが分かっています。

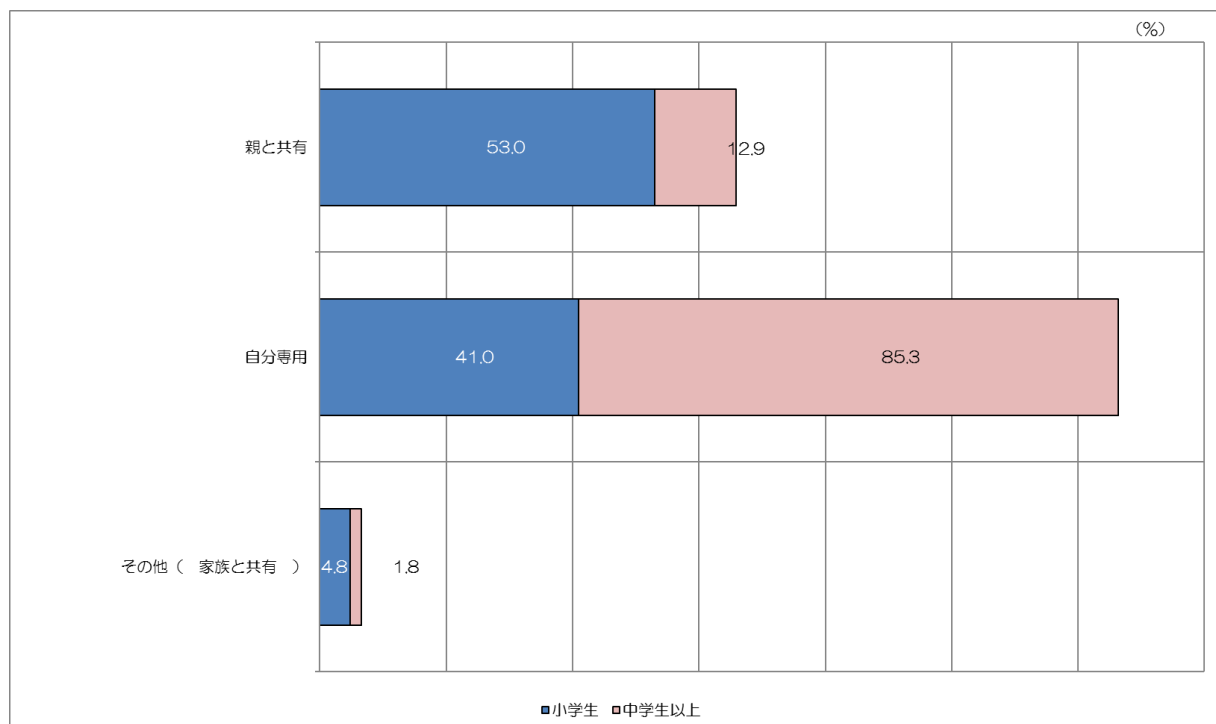
新規

【問18】あなたは授業以外で、パソコンや携帯電話（スマートフォン含む）でインターネットを利用していますか。



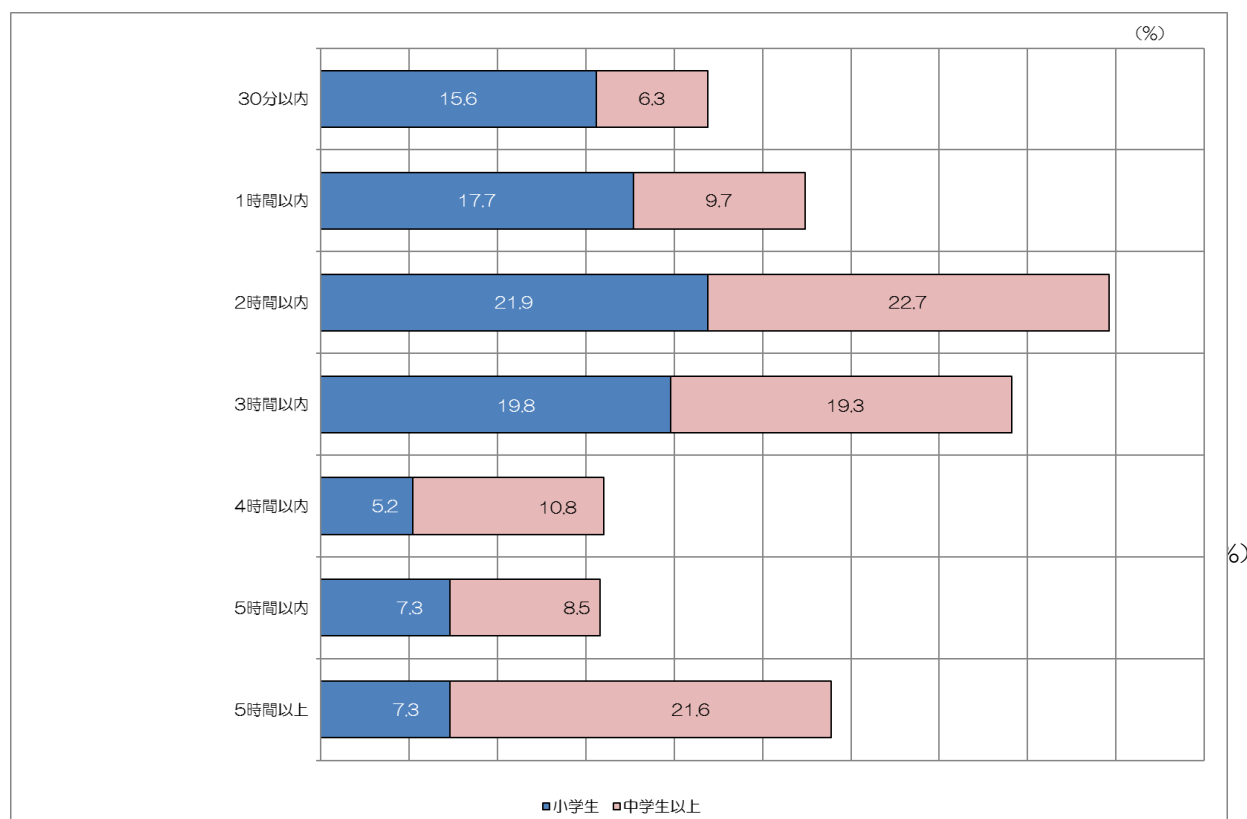
新規

【問18-1】携帯電話（スマートフォンを含む）は親と共有ですか。それとも自分専用ですか。



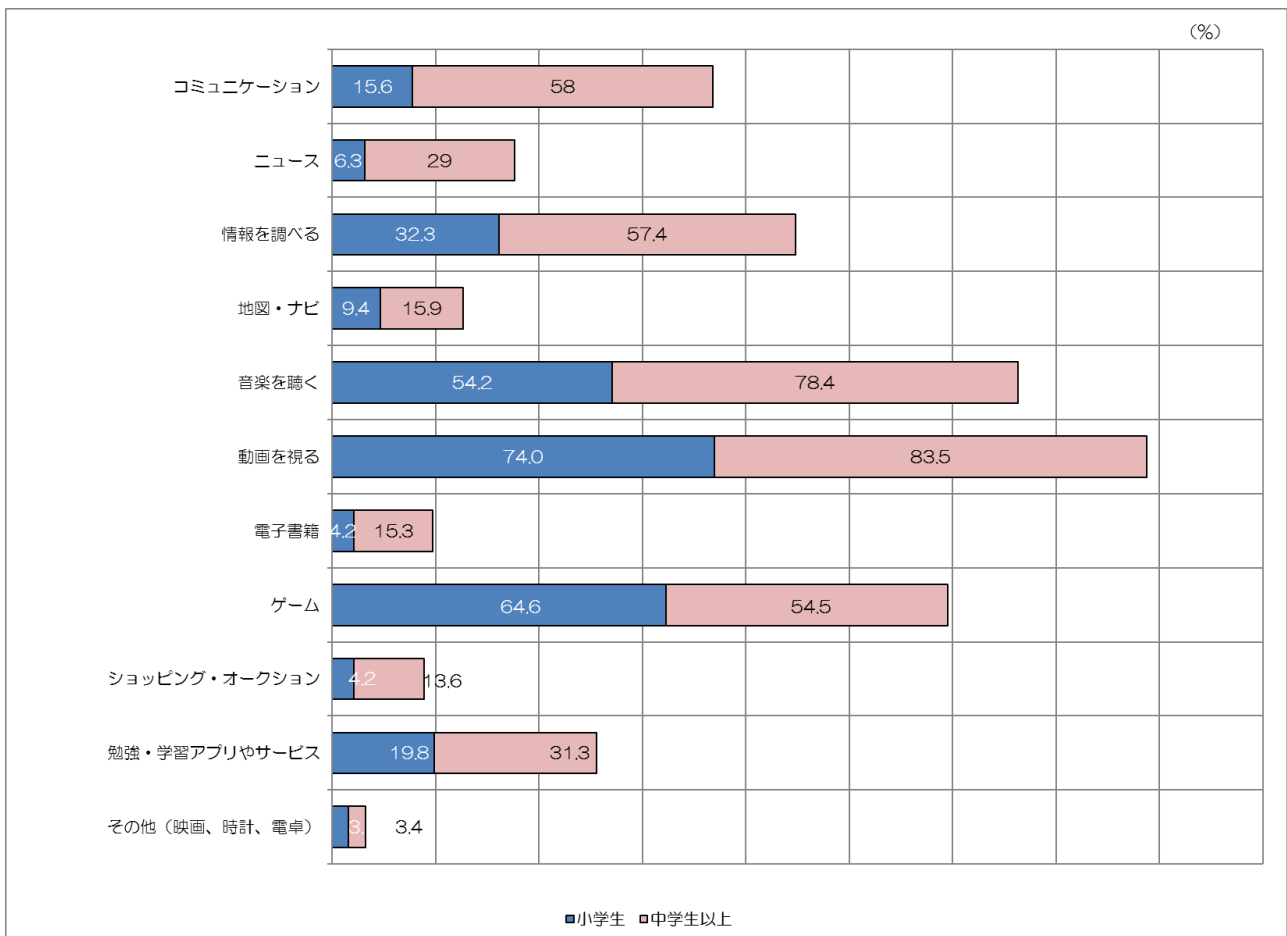
新規

【問18-2】一日の中で、インターネットを利用する時間はどの位ですか。



新規

【問18-3】インターネットの利用目的について、あてはまるものは何ですか。



6 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題

「子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果などから、第3期子どもの権利推進計画策定にあたっての課題は次のとおりです。

(1) 子どもの権利についての広報・啓発活動の推進

子どもの権利条例を施行してから8年が経過し、この間広報・啓発の取り組みを行っており、条例そのものの認知度は前回調査実施時よりも増加しているものの、いまだ高いとは言えない状況です。

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもも含めたより多くの市民が子どもの権利条例について理解を深める必要があり、効果的な広報や啓発活動を行うことが課題となります。

(2) 子どもの意見表明、参加の機会の拡大

地域において、子どもが行事などの企画運営に参加し、意見を言ったりすることについて、子ども自身の意識は決して高いとは言えず、なかなか意見を表明することが難し

いのが現状です。

社会の一員として子どもが様々な場面において自分の意見を表明し、積極的に参加することができるよう、地域全体で意見を言いやしく、参加しやすい仕組みをつくるための啓発を行っていくことが課題となります。

(3) 子どもの居場所の充実

子どもの健やかな成長のためには、ふだんの生活の中で自分が受け止められ、安心して過ごすことができると実感することや、様々な活動を通して人間関係をつくり合うことが大切です。

子どもが大人に見守られ安心して遊び、活動し、人間関係をつくることのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

(4) 子どもの権利の侵害への対応

いじめや児童虐待といった子どもの権利の侵害が大きな社会問題となっています。いじめや児童虐待は子どもの心身に深い傷を与え、子どもの成長や発達に重大な影響を及ぼします。

子どもには、いじめや児童虐待などから守られる権利があるということや、ひとりの人間として尊重される権利があることを理解し、行政のみならず、市民が一丸となって子どもの権利の侵害を防ぐ環境づくりに取り組むことが重要です。

(5) 子どもとメディアについて

インターネットの普及により、ゲーム依存症やスマートフォンの長時間利用が心身に与える影響が大きいことから、メディアの正しい使い方や情報モラルの普及啓発等に取り組むことが重要です。

これらの課題を踏まえて、**第3期**子どもの権利推進計画を策定します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、誰もがその健やかな成長を願っています。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、子どもにとって最善の利益が尊重されることが大切です。

子どもの権利条例では、子どもにとって大切な権利を明らかにすることや、子どもの権利の保障を進めるための仕組みなどについて必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

このことから、本計画の基本理念は、引き続き、子どもの権利条例が目指す目標として前文に掲げられている「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」とします。

基本理念

「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」

2 計画の基本目標

基本理念に掲げた「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」を実現するため、取り組みの視点と施策の方向性として、子どもの権利条例に掲げられている以下の4つの柱を基本目標とし、施策を進めていきます。

(1) 安心して生きる施策の推進

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれることを保障する各種施策を推進します。

(2) 守り、守られる施策の推進

子どもが守り、守られるために、権利の侵害や危険から守られ、自分が尊重され支援を受けられる各種施策を推進します。

(3) 健やかに育つ施策の推進

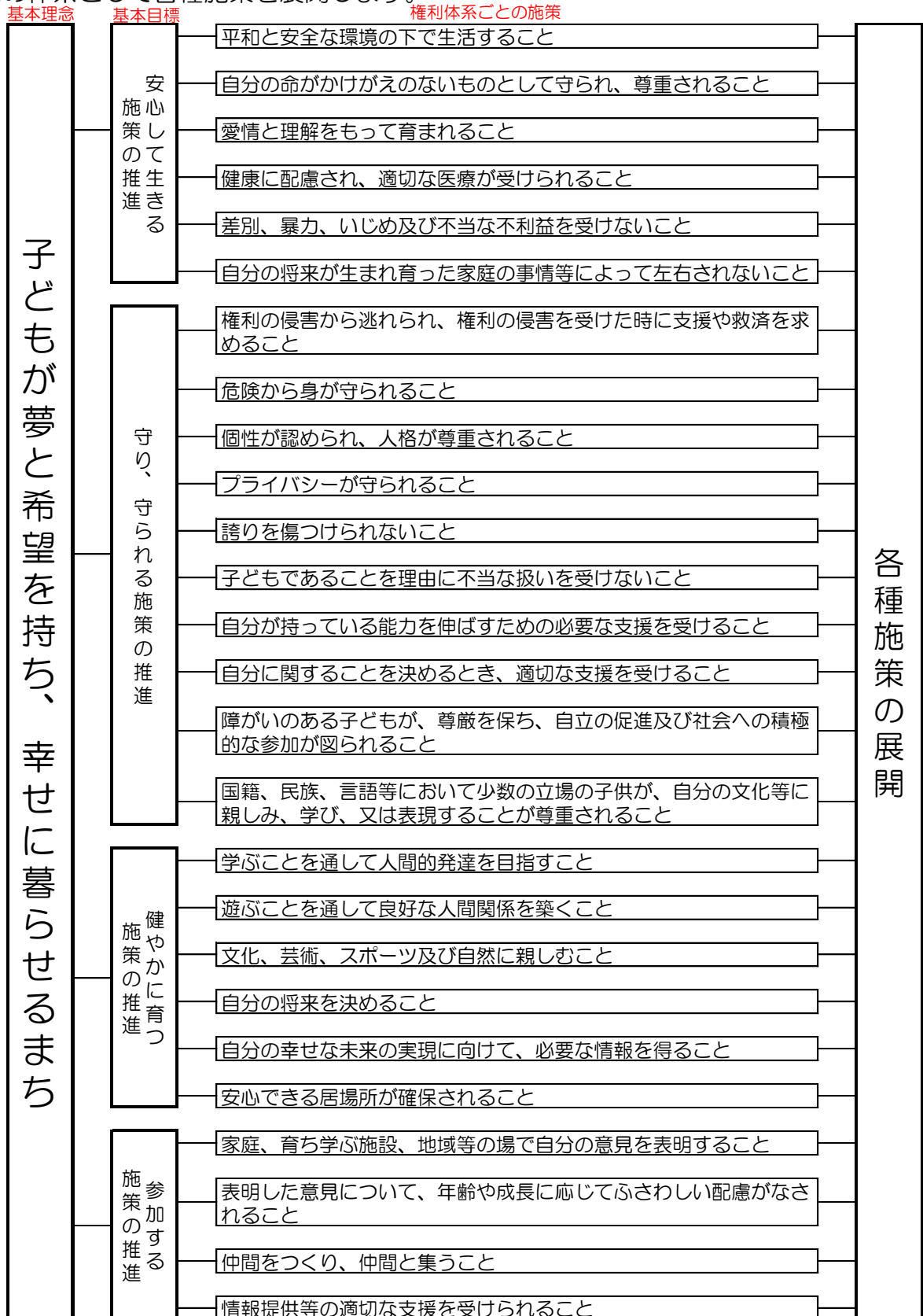
子どもが健やかに育つために、人間的発達を目指し、人間関係を築くとともに、居場所が確保されるなどの各種施策を推進します。

(4) 参加する施策の推進

子どもが自ら社会に参加するために、自分で意見を表明したり仲間と集うことができるなどの各種施策を推進します。

3 計画の体系

子どもの権利に関する推進計画では、子どもの権利条例に掲げられている権利の体系を推進計画の体系として各種施策を展開します。



第4章 権利体系ごとの施策

1 安心して生きる施策の推進

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれることを保障する各種施策を推進します。

(1) 平和と安全な環境の下で生活すること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
小中学校の施設の空気環境測定の実施	学校施設空気環境測定事業	毎年、小中学校の普通教室及び特別教室の化学物質の濃度測定分析を実施する。	○		教育総務課
子どもの養育支援とDV被害の母及び子の保護	児童福祉施設入所措置事業	支援の必要な配偶者のない女子とその子どもを、母子生活支援施設への入所により保護するとともに、自立の促進を支援する。	○	○	子ども家庭課
	子育て短期支援事業	保護者の諸事情によって養育が困難になった場合の児童の養育支援とDVを受けた母とその子どもの緊急保護を実施することにより、子どもの安全の確保を図る。	○	○	子ども家庭課

(2) 自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
子育て支援の充実	病児緊急預かり事業	子どもが病気になった場合等に、支援を行いたい者と育児の支援を受けたい者が会員となって相互扶助により支援を実施する。		○	子ども家庭課

(3) 愛情と理解をもって育まれること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
良好な保育 環境の確保	市立保育園 運営	園児を安心・安全に受け入れるため、 良好な保育環境を維持する。	○		子ども 家庭課
	私立認可保 育園運営費 支援事業	引き続き良好な保育環境を確保する ため、私立認可保育所等に対し必要 な助成を行う。	○		子ども 家庭課
子育て情報 の発信	利用者支援 事業	子どもの誕生から小学生までの期間 における各種の子育て情報を掲載し たガイドブックを作成し、周知を図 る。		○	地域子 育て支 援セン ター
子育て支援 の充実	子ども・子 育て利用者 支援事業	子ども及びその保護者が、利用でき る子育て支援事業等の中から適切な ものを選択し、円滑に利用できるよ う、支援を行う。(R1 よりすくすくネット)	○	○	地域子育て 支援センタ ー・健康推 進課
	ファミリ ーサポ ートセ ンター 事業	育児の支援を行いたい者と育児の支 援を受けたい者が会員となって「フ ァミリーサポートセンター」を組織 し、地域の子育てを支援する。		○	地域子 育て支 援セン ター
	地域子育 て支 援セン ター 運営事業	家庭の孤立化を防ぎ、子育てに関す る不安感や負担の軽減を図るため、 子育て中の保護者を支援し、親子の 触れ合いの場と親同士の子育て情報 交換の場を提供する。		○	地域子 育て支 援セン ター
	シルバー子 育てサポ ート事業	子どもの遊び相手や保護者の相談に 応じることで、子育ての不安感を緩 和し、子どもの健やかな育ちを促進 するため、60歳以上の市民がボラ ンティアとして子育て支援センター の事業を支援する。		○	地域子 育て支 援セン ター
	保育園一時 預かり事業	保護者の急病・育児疲れなど、一時 的な保育需要に対応するため、すみ れ保育園において一時保育（平日・ 休日）を実施する。		○	子ども 家庭課

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
子育て支援 の充実	実費徴収補 足給付事業	幼稚園、保育所等を利用する生活保 護世帯に対し、施設が実費徴収する 費用の一部を助成する。	○	○	子ども 家庭課
ひとり親家 庭等の親子 に対する支 援	母子・父子 自立支援相 談事業	ひとり親家庭の生活相談、就業相談 など、自立に向けた支援を実施し、 ひとり親家庭の親子への福祉の増進 を図る。	○	○	子ども 家庭課
社会的養護 の推進	家庭児童相 談室運営事 業	社会的養護を必要とする子どもが家 庭において健やかに養育されるよう 、関係機関と連携し、家庭を支援す る。	○		子ども 家庭課

(4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
疾病等の予 防・治療に 係る支援	予防接種推 進事業	予防接種を実施することにより伝染 性の疾病を予防し、健康保持を図る。	○		健康推 進課
	エキノコッ クス症予防 対策事業	小学3年生以上を対象に、エキノコ ックスの血液検査を実施すること により、早期発見、早期治療を図る。	○		健康推 進課
	救急医療推 進事業	毎日24時間体制で夜間や休日の急 病に対応するとともに、休日の歯科 医院の受診体制を維持することによ り、健康維持に寄与する。	○		健康推 進課
	子ども医療 費助成事業	中学生までの医療費の一部助成をす ることにより、経済的負担の軽減を 図るとともに、疾病の早期受診、早 期治療を促進し、子どもの保健の向 上と福祉の増進を図る。また、小学 生の通院についても助成を拡大して いく。	○		保険年 金課
学校での健 康保持	学校保健	子どもの定期健康診断や定期歯科検 診等の各種検診事業を実施すること により、健康保持、増進を図る。	○		学校教 育課

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産するための知識啓発や支援	妊産婦保健推進事業	妊婦健康診査やハイリスク妊婦の把握、マタニティスクールなどの開催を通じて、妊婦の健康と胎児の発育を守るとともに、孤立した育児にならないよう支援する。		○	健康推進課
健全な食生活の推進	食育推進事業	食育講演会や出前食育講座の開催を通じて、食に関する知識と選択する力を習得し、子どもの心身の健康保持を図る。		○	健康推進課
	学校給食衛生管理事業	安心して安全な給食を提供するため、設備機器類を整備・更新し、衛生管理対策を実施する。	○		学校給食センター
	小・中学校給食運営	児童生徒が健康な生活を送ることができるよう、給食を提供するとともに、全児童生徒を対象に食物アレルギー調査を実施し、喫食に注意を必要とする児童生徒の保護者と学校の間で献立の情報交換を行うことにより、児童生徒と教職員が共に注意を払い、安心して給食の喫食をすることができるようにする。	○	○	学校給食センター
	市立保育園運営	子どもの発達に応じた栄養価の高い、バランスの良い給食を提供するとともに、アレルギー対応について保護者との連携のもと取り組む。	○	○	子ども家庭課
乳幼児の心身の健康増進と異常の早期発見	乳幼児保健推進事業	保健師による乳児全戸訪問や乳幼児健診などの実施により、乳幼児の心身の成長発達を促し、保護者が安心して育児ができるよう支援する。	○	○	健康推進課
ひとり親家庭等の親子に対する支援	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の親子に対し医療費の一部を助成することにより、安心して暮らすとともに、健康の増進を図る。	○	○	保険年金課
	ひとり親家庭支援事業	一時的に生活援助が必要となるひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、親子の生活の安定を図る。	○	○	子ども家庭課

(5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
デートDV 防止の啓発	男女共同参 画推進事業	若年層における交際相手からの暴力 (デートDV)の防止を目的として パネル展、出前講座等で啓発する。	○		市民参 加・住宅 施策課
いじめ等の 未然防止と 早期発見	心の教室相 談事業	小中学校に心の教室相談員を配置し 、児童生徒等の悩みや不安、ストレ ス等の解消を図るとともに、平成29 年度改定のいじめ防止対策基本方針 にのっとり、いじめや不登校の未然 防止と早期発見を図る。	○		学校教 育課
適正な子ど もの養育の 確保と要支 援児童に対 する支援	家庭児童相 談室運営事 業	子どもの虐待、養育問題などについ て相談支援や指導を行うとともに、 民生委員の地域での見守りや保育 園・幼稚園・学校など関係機関と連 携して虐待予防に向けた取り組みを 推進する。	○	○	子ども 家庭課

(6) 自分の将来が生まれ育った家庭の事情等によって左右されないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
子どもの貧 困対策の推 進	子ども未来 応援事業	子どもの貧困対策として、生活困窮 世帯を対象に学習塾や習い事の利用 に係る費用の一部を助成し、子ども の学習や習い事に係る経済的負担を 軽減し、子どもに学力や学習意欲、 個性や才能を伸ばす機会を提供す る。	○		子ども 家庭課

2 守り、守られる施策の推進

子どもが守り、守られるために、権利の侵害や危険から守られ、自分が尊重され支援を受けられる各種施策を推進します。

(1) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けた時に支援や救済を求めること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
権利の相談 ・救済と侵害された権利の回復の支援	子どもの権利擁護事業	子どもの権利救済委員会と相談員による相談・救済体制により、権利の侵害を受けた子どもの相談に応じ、侵害された権利を回復するための支援を行う。 また、より相談しやすくなるよう、巡回子どもの権利相談を行う。	○	○	子ども 家庭課

(2) 危険から身が守られること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
青少年健全育成の推進	青少年健全育成事業	地域の子どもは地域で育てる活動を推進するため、学校、PTA、自治会・町内会、関係団体と連携し、地域に密着した青少年の健全育成活動の推進と健全育成の啓発を進める。	○	○	学校教育課
	青少年安全対策事業	スクールガードリーダーによる学校施設、通学路等の安全確認及び巡回指導を行い、子どもの安全を確保する。	○		学校教育課
		関係機関や地域と連携を図り、青少年の非行等問題行動に対して、状況に応じた適切な対応と指導を行い、健全育成を図る。	○	○	学校教育課
		警察や学校からの不審者情報を携帯電話・パソコンにメール配信することにより、子どもの危険を防止する。	○	○	学校教育課

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
子どもに対する防災対策	防災資機材整備事業	紙おむつ、哺乳瓶等生活関連物資の備蓄を行うことにより、災害に対処し、災害時の避難場所等における市民生活の安定を図る。	○		危機管理課
	防災訓練事業	各種災害訓練を実施するなどにより、災害時における応急対策の円滑な実施を図る。	○	○	危機管理課
子どもに対する交通安全対策	交通安全推進事業	交通安全学童指導員・交通安全指導員を配置し、登下校時の交通安全を確保するとともに、交通安全教室などの各種啓発により、子どもの交通安全を図る。	○	○	市民課

(3) 個性が認められ、人格が尊重されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
豊かな心を育む教育の充実	心の教育推進事業	市独自の教材を作成し、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付けるとともに、豊かな心を養う教育の充実に取り組む。	○		学校教育課

(4) プライバシーが守られること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業	人権擁護委員との連携のもと、人権相談や学校での人権教室などを通じて、プライバシー保護に関する啓発を行う。	○	○	市民課

(5) 誇りを傷つけられないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
人権擁護の 推進	人権意識の 普及啓発事 業	人権擁護委員との連携のもと、人権 相談や学校での人権教室などを通じ て、子どもの誇りが傷つけられない よう啓発を行う。	○	○	市民課

(6) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
人権擁護の 推進	人権意識の 普及啓発事 業	人権擁護委員との連携のもと、人権 相談・学校での人権教室などを通じ て、子どもが不当な扱いを受けない よう啓発を行う。	○	○	市民課

(7) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
子どもたち の力を育て る活動の推 進	青少年健全 育成事業	生きる力を育て健やかでたくましい 子どもを育成するための活動を保護 者とともに推進する。	○	○	学校教 育課
青少年の育 成環境の整 備	青少年健全 育成事業	地域で子どもを守り、育み、安全安 心な地域環境づくりを目指すため、 健全育成連絡協議会の活動を通じて 地域住民の意識啓発を推進する。		○	学校教 育課

(8) 自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
青少年の育成環境の整備	青少年健全育成事業	地域で子どもを守り、育み、安全安心な地域環境づくりを目指すため、健全育成連絡協議会の活動を通じて地域住民の意識啓発を推進する。		○	学校教育課

(9) 障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
障がいのある子どもに対する社会参加の促進	障がい者相談支援事業	障がいのある子どもが差別や不当な扱いを受けることのないよう、障がいを理由とする差別の解消を推進し、社会への積極的な参加を図る。	○		福祉課
障がいのある子どもの支援	小・中学校教育振興	子どもが置かれている障がいなどの状況によって、意見の表明や参加について支障のないよう、社会に参加するための情報や資料の提供等の適切な支援を受けられるようにする。	○		学校教育課
障がいのある子どもとその親の支援	こども発達支援事業	未就学児童の通所支援や小学6年までの肢体不自由児の機能回復訓練と保護者支援を行うことで、療育指導の充実を図る。	○	○	こども発達支援センター
		発達相談や障がい児相談支援、地域支援を実施することにより、子どもの発達支援や家族支援を推進する。	○	○	こども発達支援センター
	特別支援教育就学奨励費援助事業	特別支援学級の児童に学用品費等を支援するとともに、通級教室児童を対象に通学費の支援を行うことにより、特別支援学級への就学を奨励するとともに、保護者の負担を軽減する。	○	○	学校教育課

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
障がいのある子どもとその親の支援	特別支援教育推進事業	学校内の体制を整備し、学校・保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、必要に応じて特別支援教育支援員・特別支援学級介助員を配置することで、特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに対応していき、また教員の理解と資質の向上、保護者の理解を進める。	○	○	学校教育課
	障がい者施設開放等支援事業	長期休暇時に障がい児者の活動の場を確保することにより、閉じこもりの予防と家族の負担軽減を図る。	○	○	福祉課
	障がい者団体活動支援事業	障がい者団体の活動を支援することにより、障がい児者の団体活動を活性化し、社会参加と自立の促進を図る。	○	○	福祉課
	障がい福祉サービス等事業	児童福祉法に基づく障がい児通所支援の利用者負担を無料にすることにより、早期療育の促進と保護者負担の軽減を図る。	○	○	福祉課
	重度心身障がい者医療費助成事業	心身に重度の障がいがある児者に対して、医療費の一部を助成することで、保健の向上及び福祉の増進、経済的負担の軽減を図る。	○	○	保険年金課

(10) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現することが尊重されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業	人権擁護委員との連携のもと、人権相談や学校での人権教室などを通じて、多様な国籍等があることを啓発していく。	○	○	市民課
学校教育での他言語等の子どもの支援	小・中学校教育振興	子どもが置かれている国籍・言語の違いなどの状況によって、意見の表明や参加について支障のないよう、社会に参加するための情報や資料の提供等の適切な支援を受けられるようにする。	○		学校教育課

3 健やかに育つ施策の推進

子どもが健やかに育つために、人間的発達を目指し、人間関係を築くとともに、居場所が確保されるなどの各種施策を推進します。

(1) 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
子どもの学 びの支援	学校図書館 活用事業	学校図書センターを拠点として、学校図書の充実を図るとともに、随時新しい図書の更新も行うことにより、児童生徒の読書活動の充実や自発的・主体的学習の拠点となる環境整備を図る。	○		学校教育課
	学力向上推 進事業	学習意欲を高める指導内容や個々に応じた指導方法の工夫・改善を行い、学力の向上を図る。	○		学校教育課
	外国語指導 助手活用事 業	児童・生徒の英語発音やコミュニケーション能力の育成向上を目的に各学校の外国語授業等に英語指導助手を派遣し、外国語授業等の充実を図る。	○		学校教育課
	学校支援地 域本部事業	地域の人材を学校へ紹介派遣し、教育活動を支援することにより、学校での教育環境の向上を図る。	○		社会教育課
	郷土資料教 材化事業	北広島を故郷として、郷土に対する関心を深めるため、社会科副読本を作成するとともに、各教科に活用できる教育資源をデジタル化した郷土資料教材を作成して教育委員会のホームページに登載することで、地域に根ざした授業の充実を図る。	○		学校教育課
	学童クラブ 運営	子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行えるよう必要な援助を行う。	○		参事(子育て・学童担当)

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
教員に対する支援	学校教育相談員活用事業	小中学校における教育課程や各学校における課題に対する指導・助言、その他専門的な指導をする経験豊富な学校教育相談員を配置し、教員を支援することにより適切かつ円滑な学校運営を図る。		○	小中一貫教育推進課
教育環境の充実	理科教材等整備事業	小中学校の理科教育で必要となる教材教具を購入・更新し、教育の充実を図る。	○		教育総務課
	学校ICT環境整備事業	情報化社会へ適応するための情報処理能力の向上、ICTを活用した授業による学力の向上を図るため、教育用PC等の整備を行う。	○		教育総務課
	私立学校教育振興事業	本市に本校を有する私立高等学校が行う教育活動を支援することにより、私立学校の教育環境の充実と保護者の負担軽減を図る。	○	○	教育総務課
学習の経済的支援	要保護・準要保護児童生徒援助事業	生活保護世帯や経済的困窮世帯の児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経済的援助を行うことで、平等に義務教育を受ける権利を保障する。	○	○	学校教育課
	生活困窮者自立支援事業	生活保護世帯や経済的困窮世帯の中学生に対し、学習支援をはじめ、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援をする学習支援を行う。	○	○	福祉課
読書活動の推進	図書館サービス提供事業	児童書の充実による読書環境の整備と、ボランティアを活用した読み聞かせ等の実施により、子どもが読書に親しむ機会を提供する。	○	○	図書館

(2) 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
子どもの遊び場所としての公園の整備	都市公園整備事業	公園施設の機能保全・安全性の確保等、都市公園における安全・安心対策を計画的に実施し、子どもをはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園を整備する。	○	○	都市整備課
遊ぶ場の提供	児童センター運営	児童センターでの遊びの援助などを通じて、子どもが心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助するとともに、子どもとその保護者が遊ぶことができるようにする。 また、児童センター未整備地域における児童センターの整備を計画的に行っていく。	○	○	参事(子育て・学童担当)
	学童クラブ運営	学童クラブでの遊びを通じて、子どもが自主性、社会性、創造性を育むことを支援する。	○		参事(子育て・学童担当)

(3) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
スポーツに 親しむ事業 の展開	中学校体育 連盟支援事 業	中学校体育連盟に対し交付金を交付し、実施する市内・管内大会を通じて中学生の体位、体力の向上、スポーツに対する意識の向上と心身の健全な育成を図る。	○		教育総務課
	スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団本部を通じて補助金を交付することにより、青少年の健全育成を図るとともに、スポーツ少年団の組織強化と自主的な活動の推進を図る。	○		社会教育課
	スポーツアカデミー事業	ジュニアスポーツ選手強化事業、底辺拡大事業、指導者養成事業を実施することにより、全国、国際レベルの選手育成及び青少年の健全育成を図る。	○	○	社会教育課
	フレンドリーセンター運営事業	スポーツ事業を通じ、障がい児者が生涯学習活動を通じて学び交流する場を提供する。	○	○	社会教育課
文化・芸術 ・自然に親 しむ事業の 展開	中央公民館活動推進事業	公民館子どもまつりを開催することにより、自然や文化に親しむ機会を提供する。	○		社会教育課
	芸術文化ホール運営委員会連携事業	小学生を対象としたホールでの舞台芸術鑑賞会の実施、ワークショップやコンテンポラリーダンスアウトリーチなどによる芸術体験の実施により、芸術文化に親しむ機会を提供する。	○		文化課
	フレンドリーセンター運営事業	文化事業を通じ、障がい児者が生涯学習活動を通じて学び交流する場を提供する。	○	○	社会教育課
	小・中学校教育振興	学習の中で、武道や和楽器など日本の文化や伝統に親しみ、理解と愛着をもてるようにする。	○		学校教育課

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
外国の文化などに親しむ事業の展開	国際交流事業	海外との交流事業により、外国の文化、風俗、社会事情を体得し、異文化への理解を深め、国際的視野と国際感覚をもった人材を育てる。	○		社会教育課

(4) 自分の将来を決めること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
将来を決めるために必要な能力の促進	学校教育振興事業	「生きる力」を育み、自ら課題を見つけ、主体的、創造的に取り組む資質を養う総合学習や学校の創意工夫を活かした特色ある学校づくり、北広島市や北海道の地域学習や郷土学習を推進する。	○		学校教育課
	子ども夢チャレンジ応援事業	子どもたちが将来の夢を叶えるために、今チャレンジしたいことをまち全体(市民・企業・団体・行政等)で支援する。	○	○	企画課

(5) 自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
次代が求めるスキルの基本的事項習得機会の確保	学校ICT環境整備事業	情報化社会へ適応するための情報処理能力の向上、ICTを活用した授業による学力の向上を図るため、教育用PC等の整備を行う。	○		教育総務課
子どもの権利に関する広報啓発活動の推進	子どもの権利擁護事業	子どもが自分の健やかな成長と幸せな未来の実現のために、自分にとって必要な情報などを得られるよう、広報や講座などの啓発活動を行う。	○	○	子ども家庭課

(6) 安心できる居場所が確保されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
子どもの居場所の提供	学童クラブ運営	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る。	○	○	参事(子育て・学童担当)
	児童センター運営	子どもの居場所となり、必要に応じて子育て家庭に対する相談・援助を行い、子どもの安定した日常生活を支援する。 また、児童センター未整備地域における児童センターの整備を計画的に行っていく。	○	○	参事(子育て・学童担当)
不登校児童生徒への適応指導や保護者への支援	不登校いじめ対策・教育相談事業	平成29年度改定のいじめ防止対策基本方針にのっとり、不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立を支援するため、保護者や学校、関係機関と連携して、ひきこもりや不登校児童生徒の解消と未然防止を図る。また、学校や家庭の問題で悩んでいる子ども及びその保護者を対象に、面談や家庭訪問による相談支援を行い、問題の早期解決を図る。	○	○	学校教育課

4 参加する施策の推進

子どもが自ら社会に参加するために、自分で意見を表明したり仲間と集うことができるなどの各種施策を推進します。

(1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
意見表明への支援	小・中学校教育振興	子どもの生活の場である家庭や学校において、子どもが安心して自らの意思や意見を表しやすいように配慮する。	○	○	学校教育課

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
子どもの参 加の促進	市民参加推 進事業	市民参加手続き（ワークショップ、 パブリックコメント、審議会等、市 民説明会、市民政策提案、市民の声） の実施を推進することにより、子ど もを含めた市民の参加を促進する。	○	○	市民参 加・住宅 施策課
	図書館サー ビス提供事 業	「読書まつり」、「古本ばくりっこ」 などの図書館事業に子どもスタッフ として参加し、自主的、積極的に企 画運営に携わる。	○		図書館
	児童センタ ー運営	児童センターまつり等で子どもが自 ら実行委員となり、自主的、積極的 に発案・企画し運営する場を提供す る。	○		参事（子 育て・学 童担当）
	中央公民館 活動推進事 業	公民館まつりの開催の際、事前の準 備から運営まで参画する場を提供す る。	○		社会教 育課
	都市公園整 備事業	公園遊具の整備・改修の際に、地域 との意見交換会の開催を子どもに周 知することにより、子どもの参加を 促す。	○		都市整 備課
	子どもの権 利擁護事業	市で行う各種事業や一般向けに子ど もの参加についてのガイドを配布す ることなどにより、子どもの参加を 促進する。	○	○	子ども 家庭課

(2) 参加した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
参加した結 果の公表	市民参加推 進事業	市政に関する意見、提案等を市民参 加手続きの結果として公表し、市民 が分かりやすい表現となるよう配慮 する。	○	○	市民参 加・住宅 施策課

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
意見反映の 機会の提供 と支援	小・中学校 教育振興	子どもが置かれている状況によって、意見の表明や参加について支障のないように、社会に参加するための年齢や成長に応じた適切な配慮を受けられるようにする。	○		学校教育課
	図書館サー ビス提供事 業	予約・リクエストを通して子どもが読みたい本、関心のある本等を把握し、子どもの要望を反映させていく。	○		図書館
	児童センタ ー運営	児童センターまつり等で子ども実行委員が、自発的によりよいものとなるよう考えていくために必要な支援を行う。	○		参事（子 育て・学 童担当）
	中央公民館 活動推進事 業	公民館まつりの開催の際、異世代との交流のほか、より多くの参加者を募るよう工夫した運営を行う機会を提供する。	○	○	社会教 育課
	子ども会議 の開催	子どもがさまざまな体験、社会活動のなかで、自分の意見を言えるよう、子ども会議を開催し地域での活動への参加を促す。	○	○	子ども 家庭課

(3) 仲間をつくり、仲間と集うこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
仲間づくり の支援	小・中学校 教育	子どもが自ら仲間をつくり、その仲間と企画し、自分たちの意思で集まり行動することができるように推進する。	○		学校教育課
	児童センタ ー運営	児童センターの事業の内容を、より多くの仲間と親しみ、一緒に活動できるようなものとしていく。	○		参事（子 育て・学 童担当）

(4) 情報提供等の適切な支援を受けられること

施策の項目	事務事業名	取り組み	子ども	保護者 地域	所管課
情報提供の 支援	小・中学校 教育	子どもが置かれている状況によって、意見の表明や参加について支障のないように、社会に参加するための情報や資料の提供等の適切な支援を受けられるようにする。	○		学校教 育課
主体的な情 報取得の支 援	図書館サー ビス提供事 業	子どもの主体的な学びを支援するため、図書や新聞などの資料を用いた「調べる学習」を支援していく。	○		図書館
子どもの権 利に関する 広報啓発活 動の推進	子どもの権 利擁護事業	子どもが自ら社会に参加するために自分にとって必要な情報などを得られるよう、広報や講座などの啓発活動を行う。	○	○	子ども 家庭課

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本計画は、本市の子どもに関する施策全般にわたるため、計画の推進に当たっては、人権、福祉、保健、教育などの各部門と連携して事業を行い、進捗を管理していきます。

また、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。このことから、地域の各種関係団体などと連携をしながら、施策を推進していきます。

2 計画の評価・検証

子どもの権利に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北広島市子どもの権利推進委員会において進捗状況の評価、検証を行います。あわせて、子どもの権利に関する意識を確認していきます。

計画期間は3年ですが、社会情勢に応じ、より良い施策のあり方について、適宜、調査、研究を行っていくとともに、必要に応じて見直しを行っていくこととします。